

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：旅費請求業務の効率化及び旅費支給の適正化を図ること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 〔省略〕 (用語の意義) 第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) 「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に<u>旅行すること</u>をいう。 (7)～(9) 〔省略〕 2～3 〔省略〕 (旅費の支給) 第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。<u>ただし、赴任の場合は同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）及び隣接する市町村における移転を除く。</u> 2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 外国勤務の役職員の配偶者が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は赴任のため<u>移転中</u>若しくは扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦へ帰る途中の外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員 3～6 〔省略〕 〔省略〕 (旅費の種類) 第7条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、<u>国内宿泊料、外国宿泊料等（現地交通費含む）、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当とする。</u> 2 <u>交通費は、旅行経路に応じた旅客運賃又は実費額により支給する。</u>	第1章 総則 〔省略〕 (用語の意義) 第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) 「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に<u>旅行し、又は在籍出向、移籍出向を命ぜられた役職員が旧勤務地から勤務地に旅行すること</u>をいう。 (7)～(9) 〔省略〕 2～3 〔省略〕 (旅費の支給) 第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。 2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 外国勤務の役職員の配偶者が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は赴任のため<u>随伴中</u>若しくは扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦へ帰る途中の外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員 3～6 〔省略〕 〔省略〕 (旅費の種類) 第7条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、<u>日当、宿泊料、滞在費、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当とする。</u> 2 交通費は、<u>別段の定めのない限り、旅行経路に応じた旅客運賃又は実費額により支給する。</u>

3 国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

4 移転料は、赴任に伴う移転に要する費用とし、赴任に伴う移転の距離に応じた定額により支給する。ただし、同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）及び隣接する市町村における移転を除く。

5 着後手当は、赴任に伴う移転に必要な滞在に係る費用とし、現に宿泊した夜数に応じた定額により支給する。

6 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転に要する費用とし、移転があったと認められる場合について支給する。

7 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

8 死亡手当は、第4条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

（旅費の計算）

第8条 旅費は、最も経済的な一般に通常利用する経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な一般に通常利用する経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 出張等に係る運賃を計算する場合の起点及び着点は、勤務地、居住地又は前後の用務地に係る最寄りの駅等とする。

（旅行日数）

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

3 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

5 滞在費は、旅行依頼に応じて、外国から本邦に入学して滞在学习する旅行者の日当及び宿泊料相当額として滞在日数に応じ1日当りの定額により支給する。

6 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転があったと認められる場合について、路程等に応じ定額により支給する。

8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転があったと認められる場合について、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の住所又は居所の移転があったと認められる場合について支給する。

10 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 死亡手当は、第4条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

（旅費の計算）

第8条 旅費は、最も経済的な通常経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により前記により難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅行日数）

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

（同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額）

第10条 旅行者が同一地域（第3条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在学习する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

2 同一地域に滞在中一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から

(2事業年度にわたる旅費の支給等) <u>第10条</u> 出張の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、原則として前事業年度に整理して支給する。 (旅費の請求手続) <u>第11条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>必要な書類等を出納命令役に提出しなければならない</u>。この場合において、必要な書類等の全部又は一部を提出しなかった者は、請求に係る旅費額のうち、その提出しなかった分の金額の支給を受けることができない。 2 [省略] (返納金等) <u>第12条</u> [省略] 第2章 内国旅費 (鉄道賃) <u>第13条</u> 鉄道賃は、運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金の合計額とする。ただし、<u>特別の事情があると旅行命令権者が認める場合を除き、特別車両料金は支給しない</u>。 (船賃) <u>第14条</u> 船賃は、運賃、座席指定料金及び寝台料金の合計額とする。 2 <u>船賃には、船室の設備の利用料金は含まないものとする</u>。 3～5 [省略] (航空賃) <u>第15条</u> 航空賃は、<u>運賃の実費額とする</u>。ただし、<u>特別の事情があると旅行命令権者が認める場合を除き、特別席に相当する料金は支給しない</u>。 (車賃) <u>第16条</u> 車賃は、路線バスの実費額とする。ただし、路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合にはその実費額を支給することができる。	<u>除くものとする</u>。 (2事業年度にわたる旅費の支給等) <u>第11条</u> 出張の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、原則として前事業年度に整理して支給する。 (旅費の請求手続) <u>第12条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>所定の請求書に必要な書類等を添えて、出納命令役に提出しなければならない</u>。この場合において、必要な書類等の全部又は一部を提出しなかった者は、請求に係る旅費額のうち、その提出しなかった分の金額の支給を受けることができない。 2 [省略] (返納金等) <u>第13条</u> [省略] 第2章 内国旅費 (鉄道賃) <u>第14条</u> 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金とする。 2 <u>急行料金及び座席指定料金は、特別急行列車、普通急行列車及び座席指定列車を運行する線路により旅行をする場合に支給する</u>。 (船賃) <u>第15条</u> 船賃の額は、旅客運賃及び座席指定料金とする。 2 <u>座席指定料金は、座席指定のある船舶を運行する航路により旅行する場合に支給する</u>。 3～5 [省略] (航空賃) <u>第16条</u> 航空賃の額は、<u>旅客運賃の実費額とする</u>。ただし、<u>特段の事情があると旅行命令権者が認める場合を除き、特別席に相当する料金は支給しない</u>。 (車賃) <u>第17条</u> 車賃の額は、路線バスの実費額とする。ただし、路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合にはその実費額を支給することができる。
--	--

2 業務上の必要により自家用車を利用する場合の取扱いについては、別に定める。

(国内宿泊料)

第17条 国内宿泊料は、12,000円の定額とする。

2 船舶を利用する移動で船中泊の場合は、国内宿泊料の相当額を支給しない。

(移転料)

第18条 移転料は、赴任の際扶養親族を移転する場合には、赴任に伴う移転の距離に応じ別表第2の定額による。

2～4 〔省略〕

(着後手当)

第19条 着後手当は、第17条の国内宿泊料の定額の5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る国内宿泊料に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を役職員の新居住地に移転する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第2の定額による。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、水路旅行又は航空旅行で、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じ別表第3の定額による。

2～4 〔省略〕

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第2の日当の定額の5日分及び宿泊料の定額の5夜分に相当する額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の着後手当の額は、それぞれ当該各号に規定する額とする。

(1) 旅行者が勤務地に到着後直ちに本学の宿舍若しくはこれに準ずる宿舍又は自宅に入る場合は、別表第2の日当の定額の2日分及び宿泊料の定額の2夜分に相当する額

(2) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル未満の場合は、別表第2の日当の定額の3日分及び宿泊料の定額の3夜分に相当する額

(3) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は、別表第2の日当の定額の4日分及び宿泊料の定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された場合については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに<u>国内宿泊料</u>及び着後手当の3分の2に相当する額 (2) 〔省略〕 (3) 6歳未満（赴任を命ぜられた日において胎児であった子を含む。以下同じ。）の者については、その移転の際における役職員相当の<u>国内宿泊料</u>及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上<u>移転</u>するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。 2～3 〔省略〕 （退職者等の旅費） <u>第21条</u> 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号による。 (1) 〔省略〕 ア 〔省略〕 イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から<u>赴任前の居住地</u>までの前職務相当の旅費 (2) 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を<u>赴任前の居住地</u>とみなして前号の規定に準じて計算した旅費（遺族に対する旅費） <u>第22条</u> 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号による。 (1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から<u>赴任前の居住地</u>までの往復に要する前職務相当の旅費 (2) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、<u>第20条</u>の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの<u>鉄道賃、船賃及び車賃</u>とする。この場合において、同条中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「<u>役職員</u>が死亡した日」と読み替えるものとする。 （旅行雑費）	(1) 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに<u>日当、宿泊料、食卓料</u>及び着後手当の3分の2に相当する額 (2) 〔省略〕 (3) 6歳未満（赴任を命ぜられた日において胎児であった子を含む。以下同じ。）の者については、その移転の際における役職員相当の<u>日当、宿泊料、食卓料</u>及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上<u>随伴</u>するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。 2～3 〔省略〕 （役職員以外の者の旅費） <u>第24条</u> 第4条第4項の規定により支給する旅費は、別に定める旅費支給基準によるものとする。 （退職者等の旅費） <u>第25条</u> 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号による。 (1) 〔省略〕 ア 〔省略〕 イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から<u>旧勤務地</u>までの前職務相当の旅費 (2) 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を<u>旧勤務地</u>とみなして前号の規定に準じて計算した旅費（遺族に対する旅費） <u>第26条</u> 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号による。 (1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から<u>旧勤務地</u>までの往復に要する前職務相当の旅費 (2) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、<u>第23条</u>の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの<u>鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料</u>とする。この場合において、同条中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「<u>職員</u>が死亡した日」と読み替えるものとする。 （旅行雑費）
--	--

第23条 旅行雑費は、別表第5による。

第3章 外国旅費
(鉄道賃)

第24条 鉄道賃は、運賃、急行料金（特別急行料金を含む。）、座席指定料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額とする。

2・3 〔省略〕
(船賃)

第25条 船賃は、運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）、座席指定料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額とする。

2・3 〔省略〕
(航空賃)

第26条 航空賃は、運賃の実費額とする。

2・3 〔省略〕
(車賃)

第27条 〔省略〕

(外国宿泊料等（現地交通費含む）)

第28条 外国宿泊料等（現地交通費含む）の額は、別表第3の定額による。ただし、航空機を利用する移動で機中泊の場合は、外国宿泊料等（現地交通費含む）の相当額を支給しない。

(移転料)

第29条 赴任の際、扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合の移転料の額は、赴任に伴う移転の距離に応じ、別表第4の定額により支給する。ただし、2人以上の扶養親族を移転する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。

2 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

3 赴任の際、扶養親族を移転しないが、第31条第1項第2号の規定に該当し、扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を移転したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額

第27条 旅行雑費の額は、別表第6による。

第3章 外国旅費
(鉄道賃)

第28条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金（特別急行料金を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）とする。

2・3 〔省略〕
(船賃)

第29条 船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）とする。

2・3 〔省略〕
(航空賃)

第30条 航空賃の額は、旅客運賃の実費額とする。

2・3 〔省略〕
(車賃)

第31条 〔省略〕

(日当、宿泊料及び食卓料)

第32条 日当及び宿泊料の額は、別表第4の定額による。ただし、航空機を利用する場合で機中泊の場合は、宿泊料の相当額を支給しない。

2 外国に居住する招聘研究者等の本邦における滞在費は、別表第4による。

3 食卓料の額は別表第4による。
(移転料)

第33条 赴任の際、扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地（新たに採用された役職員にあつては、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ、別表第5の定額により支給する。ただし、2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。

2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、第35条第1項第2号の規定に該当し、扶養親族を呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を居住地から新勤務地へ随伴して赴任したものとみなして

に相当する額から、扶養親族を移転しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

(着後手当)

第30条 着後手当は、第17条の国内宿泊料の定額の10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る国内宿泊料に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第31条 扶養親族移転料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を役職員の新居住地に移転するとき。

(2) 赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回に限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から役職員の新居住地に移転するとき。

2 扶養親族移転料の額は、扶養親族を役職員の新居住地に移転する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における当該役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに外国宿泊料等（現地交通費含む）及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第20条第3項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第32条 旅行雑費は、別表第5による。

(死亡手当)

第33条 死亡手当は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第6の定額による。

第4章 雑則

、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

(着後手当)

第34条 着後手当額は、別表第4の日当の定額の10日分及び宿泊料の定額の10夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第35条 扶養親族移転料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 扶養親族を旧勤務地から新勤務地に随伴するとき。

(2) 外国に勤務中、学長の承認を受け、同一勤務地について1回限り、扶養親族を勤務地と呼び寄せ、又は本邦から帰らせるとき。

(3) 本邦から外国に赴任後、学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回に限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の地に移転するとき。

2 扶養親族移転料の額は、扶養親族を移転前の住所又は居所から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 配偶者については、その移転の際における当該役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳以上の者については、その移転の際における当該役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第23条第3項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第36条 旅行雑費の額は、別表第6による。

(死亡手当)

第37条 死亡手当の額は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第7の定額による。

第4章 雑則

(旅費の調整) <u>第34条</u> 旅行命令権者は、当該旅行の性質上又は特別の事情により、この規則による旅費を支給することが適当でないと認める場合は、一部調整して支給することができる。 2 〔省略〕 <u>第35条</u> パック商品とは、旅行代理店が、鉄道、船、航空機及びバス等の交通機関と宿泊施設等を一括して手配する商品をいう。 <u>2 食事以外の出張業務に関係のない特典がついているものについては、金額が不明な場合を除き当該特典は支給しない。</u> <u>3 役職員及び役職員以外の者は、パック商品を利用する場合には、旅費請求時にその旨を出納命令役に申し出なければならない。</u> <u>4 パック商品を利用する場合は、第7条第2項に規定する交通費及び同条第3項に規定する国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）に代えて、当該パック商品の実費額（手配手数料を含む。）を支給する。</u> (その他) <u>第36条</u> この規則に定めるもののほか、旅費支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係法令等の定めに従う。 <u>2 旅費支給後に、学内又は学外の実地監査等において過払いが判明した場合は、当該役職員及び役職員以外の者は、速やかにその過払額を返納しなければならない。</u> <u>3 この規則により難い特別の事情がある場合の旅費の計算方法等については、その都度別に定めるものとする。</u> 〔省略〕 別表第1（第3条関係） 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分 〔省略〕	
---	--

(旅費の調整) <u>第38条</u> 旅行命令権者は、当該旅行の性質上又は特別の事情により、この規則による旅費を支給することが適当でないと認める場合は、一部調整して支給することができる。 2 〔省略〕 <u>第39条</u> パック商品（旅行代理店が、鉄道、船、航空機及びバス等の交通機関と宿泊施設等を一括して手配する商品をいう。）の取扱いについては別に学長が定める。 (その他) <u>第40条</u> この規則に定めるもののほか、旅費支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係法令等の定めに従う。 〔省略〕 別表第1（第3条関係） 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分 〔省略〕	
--	--

別表第 2（第 18 条関係）

内国旅行の移転料

区 分	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満
役員の職務にある者又は役員と同等である者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
上記以外の者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円

区 分	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上
役員の職務にある者又は役員と同等である者	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
上記以外の者	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考 上限額とする。

別表第 2（第 18 条, 第 19 条, 第 20 条, 第 22 条関係）

内国旅行の日当, 宿泊料及び食卓料

区 分	<u>日 当</u> (1 日につき)	<u>宿 泊 料</u> (1 夜につき)	<u>食 卓 料</u> (1 夜につき)
<u>役職員及び役職員以外の者</u>	<u>2,000 円</u>	<u>10,000 円</u>	<u>2,000 円</u>

別表第 3（第 21 条関係）

内国旅行の移転料

区 分	<u>鉄道</u> 50km 未満	<u>鉄道</u> 50km 以上 100km 未満	<u>鉄道</u> 100km 以上 300km 未満	<u>鉄道</u> 300km 以上 500km 未満
役員の職務にある者又は役員と同等である者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
上記以外の者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円

区 分	<u>鉄道</u> 500km 以上 1,000km 未満	<u>鉄道</u> 1,000km 以上 1,500km 未満	<u>鉄道</u> 1,500km 以上 2,000km 未満	<u>鉄道</u> 2,000km 以上
役員の職務にある者又は役員と同等である者	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
上記以外の者	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。
2. 上限額とする。

別表第3（第28条関係）

外国宿泊料等（現地交通費含む）（1夜につき）			
区 分	指定都市	甲 地 方	乙 地 方
役職員及び役職員以外の者	29,700 円	25,000 円	20,100 円

備考

- 表中の指定都市とは、次に掲げる地域とする。
シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ボストン、シカゴ、ホノルル、ジュネーブ、ロンドン及びパリ
- 表中の甲地方とは、次に掲げる地域とする。
北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域
- 表中の乙地方とは、次に掲げる地域とする。
指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）
- 各地域は次のとおりとする。
「北米地域」 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グ

別表第4（第32条、第34条関係）

外国旅行の日当及び食卓料					
区 分	日 当（1日につき）				食卓料 （1夜につ き）
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
役員の職務にある者又は役員と同等である者	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	7,700 円
上記以外の者	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	6,700 円

外国旅行の宿泊料（1夜につき）				
区 分	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
役員の職務にある者又は役員と同等である者	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
上記以外の者	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円

備考

- 表中の指定都市とは、次に掲げる地域とする。
シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビー、ジェッダ、クウェート、リヤド及びアビジアン
- 表中の甲地方とは、次に掲げる地域とする。
北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域
- 表中の乙地方とは、次に掲げる地域とする。
指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）
- 表中の丙地方とは、次に掲げる地域とする。
アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域
- 各地域は次のとおりとする。
「北米地域」 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グ

</

別表第4（第29条関係）

外国旅行の移転料					
区 分	100km 未満	100k 以上 500k 未満	500 以上 1,000 未満	1,000km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満
役員の職務 にある者又は 役員と同等 である者	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円
上記以外の 者	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円

区 分	2,000km 以上 5,000km 未満	5,000k 以上 10,000k 未満	10,000k 以上 15,000k 未満	15,000k 以上 20,000k 未満	20,000 以上
役員の職務 にある者又は 役員と同等 である者	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
上記以外の 者	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

備考 上限額とする。

別表第5（第23条, 第32条関係）

項 目	支給の対象	金 額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料及び感染症検査料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サービス料 6. 航空券等の発券手数料及び配送料 7. 航空券の座席指定料 8. 有料道路利用料及び有料駐車場利用料	実費額

別表第5（第33条関係）

外国旅行の移転料					
区 分	<u>鉄道</u> 100km 未満	<u>鉄道</u> 100k 以上 500k 未満	<u>鉄道</u> 500 以上 1,000 未満	<u>鉄道</u> 1,000km 以上 1,500km 未満	<u>鉄道</u> 1,500km 以上 2,000km 未満
役員の職務 にある者又は 役員と同等 である者	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円
上記以外の 者	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円

区 分	<u>鉄道</u> 2,000km 以上 5,000km 未満	<u>鉄道</u> 5,000k 以上 10,000k 未満	<u>鉄道</u> 10,000k 以上 15,000k 未満	<u>鉄道</u> 15,000k 以上 20,000k 未満	<u>鉄道</u> 20,000 以上
役員の職務 にある者又は 役員と同等 である者	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
上記以外の 者	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
2. 上限額とする。

別表第6（第27条, 第36条関係）

項目	支給の対象	金額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料及び感染症検査料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サービス料 6. 航空券等の発券手数料及び配送料 7. 航空券の座席指定料 8. 有料道路利用料及び有料駐車場利用料	実費額

<u>備考</u> 1. 予防注射料については、入国のための義務であるものに限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。 2. 感染症検査料については、国、用務先等が検査を義務としている場合に限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。 <u>別表第6（第33条関係）</u> 死亡手当 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>	<u>備 考</u> 1. 予防注射料については、入国のための義務であるものに限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。 2. 感染症検査料については、国、用務先等が検査を義務としている場合に限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。 <u>別表第7（第37条関係）</u> 死亡手当 〔省略〕
--	---